

コロナ禍における エッセンシャルワーカー 国の支援は？法律は？

必須保護法にあたる
ものはあるのか？
政府のエッセンシャル
ワーカーに対する
認識と取組は？

参議院議員塩村あやか

エッセンシャル・ワーカー

エッセンシャル・
ワーカーに対しての
国の支援は？



- 運輸業
- 医療従事者（医療機関・介護・傷害）
- 保育士
- 警備員
- 郵便配達員
- ごみ収集員

働く女性の自殺が増加

19年までの5年間の平均と比べて3割近く増加した。新型コロナウイルスの感染拡大で、飲食・サービス業など女性が多い非正規労働者の雇用環境が悪化したことが影響したとみられる。(日経新聞11月2日)

女性の自殺者増加が多かった職種

	2020年自殺者数 (過去5年平均)
事務員	270人(204人)
その他のサービス職	194(131)
販売店員	133(92)
医療・保健従事者	174(141)
その他の専門・技術職	71(42)

エッセンシャル・ワーカー

(出所) 厚生労働省「令和3年版自殺対策白書」

動機別ではうつ病など精神疾患を含む**健康問題が多かった**。経済や生活の問題など他の要因が精神疾患に発展するケースも多く、厚生労働省は要因を複合的に見るよう指摘している。(日経新聞)

「自殺統計原票の見直し」へ！
菅総理は参議院の本会議で「女性の自殺の理由は健康問題」だと答弁。おかしい！精神的な病気になる前の理由を把握すべきと要望。警察庁や厚労省と話し合い、自殺原票の項目見直しにつなげました。(2020年11-12月)



～今後はより詳細な自殺理由が分かるようになる～

ここから先の取組の多くは、野党が粘り強く「国会質疑」「部会」「野党合同ヒアリング」「党コロナ対策会議」などで要求を続けたものです。

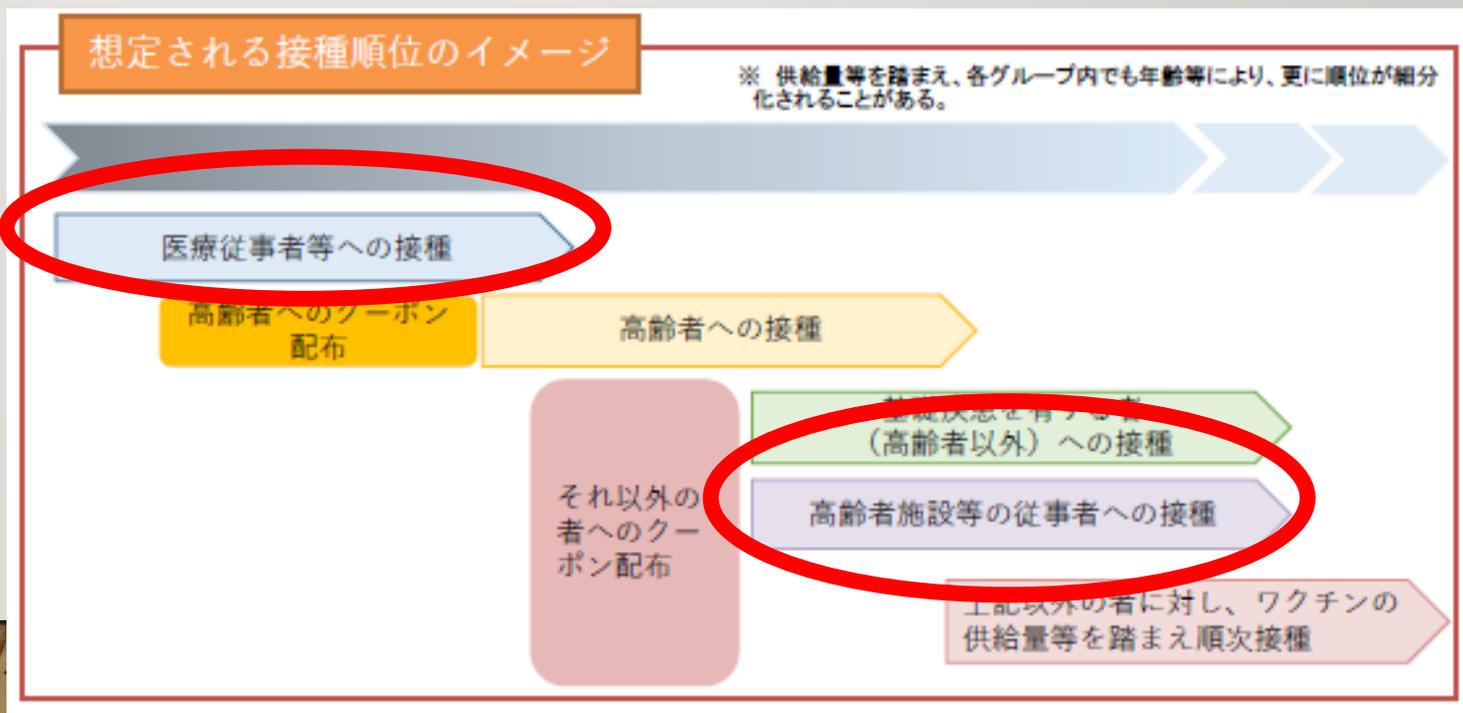
医療・介護・福祉関係



- ワクチン優先接種

- 慰労金

- 物品購入



新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

2020年6月
医療従事者
介護施設等職員
障害者施設等職員

事業目的

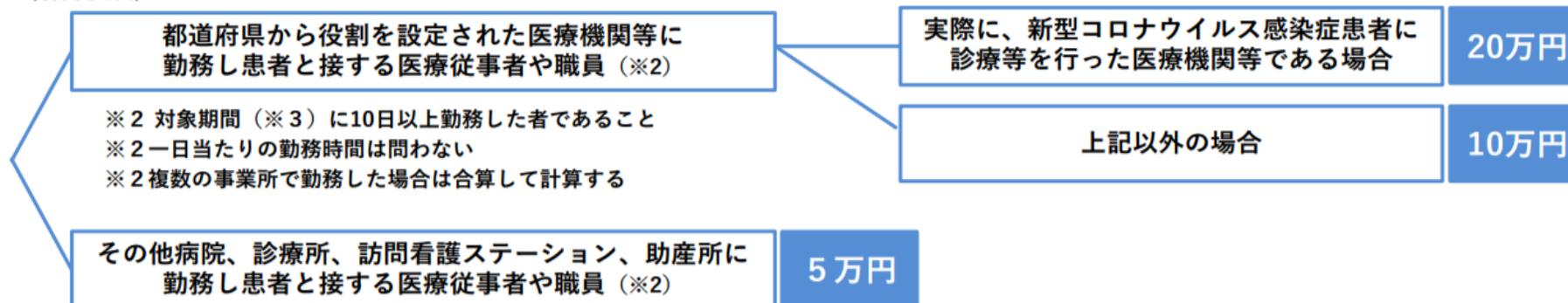
- 医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、
- ① 感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと
 - ② 継続して提供することが必要な業務であること
 - ③ 医療機関での集団感染の発生状況
- から相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

事業内容

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等（※1）に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する（その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する。）

※1 重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

（給付額）



* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

（※3）対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日（★）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間

★ 新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

介護・障害分野の慰労金について



事業内容

利用者と接する職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する。

	介護	障害
対象施設・事業所	介護保険の全サービス、有料老人ホーム、サ高住、養護、軽費	総合支援法、児童福祉法による障害福祉の全サービス
対象職員	対象施設・事業所に勤務し利用者と接する職員	

(給付額)

感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員(※)

- ※ 対象期間(※※)に10日以上勤務した者であること
- ※ 一日当たりの勤務時間は問わない
- ※ 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する

(通所・施設系)

感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合

(訪問系)

感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合

※ いずれも一日でも要件に該当する

20万円

上記以外の場合

5万円

その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員(※)

5万円

(※※) 対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日(★)のいずれか早い日(岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16)から6/30までの間

★ 新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）

令和2年度第2次補正予算額：1,508億円

- 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等を支える上で必要不可欠であることから、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供する体制を構築するための支援を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症が発生した施設・事業所においてサービス継続のために業務に従事した職員等に対して慰労金を支給する。

障害福祉サービス施設・事業所等

サービス再開支援

- 相談支援事業所や基幹相談支援センター等の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所等が、サービスの利用を控えている方への利用再開支援のため、アセスメントやニーズ調査・調整を実施。

感染症対策の徹底支援

- 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策の徹底のため、
 - ・感染症対策のための各種物品の購入
 - ・外部専門家等による研修の実施
 - ・感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に活用可能な多機能型簡易居室の設置等、必要となるかかり増し費用を助成。

職員への慰労金支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者 と接する職員に対し慰労金（20万円）を支給。
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者 と接する職員に対し慰労金（5万円）を支給。

交付

都道府県

交付(10/10)

- 都道府県における、今後に備えた消毒液・マスク等、必要な物資の備蓄を支援。
- 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保
- 感染対策相談窓口の設置

感染対策の物品購入
衛生用品など

保育士（直接の支援なし）

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 （新型コロナウイルス感染症対策）

（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 令和2年度第2次補正予算：235億円）

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため都道府県等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を補助する。

また、保育所等の職員は、感染症対策への不安や疑問を抱え精神的に多大な負荷を負っていることから、気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行うために必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県 ※実施者：都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入

新 ②職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）

新 ③感染防止対策のための相談・支援事業（感染対策相談窓口の設置、専門家による相談支援）



【対象施設等】 保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり 500千円以内

③ 1自治体当たり 5,599千円以内

【補助割合】 国：10/10



ただし

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（2021年11月19日閣議決定）に基づき、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業として、2023年2月より収入の3%程度を引き上げます。

建物清掃員

(病院内清掃員は医療従事者慰労金の対象)



新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

事業目的

- 医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、
- ① 感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと
 - ② 継続して提供することが必要な業務であること
 - ③ 医療機関での集団感染の発生状況
- から相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

事業内容

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等^(※1)に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する(その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する。)

※1 重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

(給付額)



* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

(※3) 対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日(★)のいずれか早い日(若手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16)から6/30までの間

★ 新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

郵便配達員



● 直接支援は特になし



クラスター発生！
全員が感染者or濃厚接触者
配達できず

読売新聞オンラインより
2021/9/12

ごみ収集員



● マスク・防護服の斡旋



テレ朝ニュースより
2021/1/20

クラスター発生！
治療行為に由来する廃棄物も扱うことから、
一部の産廃業者から心配の声が上がった。
(都市清掃2021年7月号より)

必須保護法に当たるものは無い。

- 韓国の場合は、エッセンシャルワーカーの洗い出しを行い、その定義を定め、感染症の中でも対面に従事しなくてはならないというリスクを社会的に認知・評価し、それに応じる形でエッセンシャルワーカーの権利を社会全体で底上げするという建て付けの法制度であると考えられる。
- 我が国では、そのような切り口から、運輸業に従事する労働者の権利を特に底上げしようという取組は行われていません。
- ただし、コロナ禍を起因とする迷惑行為が顕在化しているという指摘もあり、何らかの取組は必要かもしれません。

ケアサービス事業所

I村さん（専務）やMさん（在宅介護従事者）の話

- 抗原検査キットが必要時に申請制で届くようにして欲しい
- 濃厚接触者の濃厚接触者・家族などをどう判断して勤務させるのか指針が欲しい
- 感染者増大でケアサービスのキャンセルが多くなっている。多少の補償があるが、申請手続きが煩雑すぎるため、賃金保障の契約部分は事業所で自腹を切っている。
- 「高齢者施設」勤務の介護従事者は優先の対象になるが、「訪問介護」の介護従事者は対象外で施策が進む。（ワクチン優先接種も当初は対象外。週1回のPCR検査施策も訪問介護従事者は対象外）